

# 武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 ～まちぐるみの支え合い（地域包括ケア）の推進・強化に向けて～ ＜令和3（2021）年度～令和5（2023）年度＞ 答申（概要版）

## 1 本計画の基本的な考え方

武蔵野市第六期長期計画の重点施策として推進する「地域共生社会」は、これまで進めてきた「地域リハビリテーション」の理念との共通点がみられるため、本計画では、「武蔵野市ならではの地域共生社会の推進」を基本理念とします。これまでどおり、認知症や中・重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう高齢者の尊厳を尊重し、“誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる”ことを基本目標として設定します。また、“まちぐるみの支え合いの仕組みづくり”を基本方針とし、基本目標の実現のために必要な人材の確保や医療と介護の連携を引き続き強化していきます。

**基本理念：武蔵野市ならではの地域共生社会の推進**

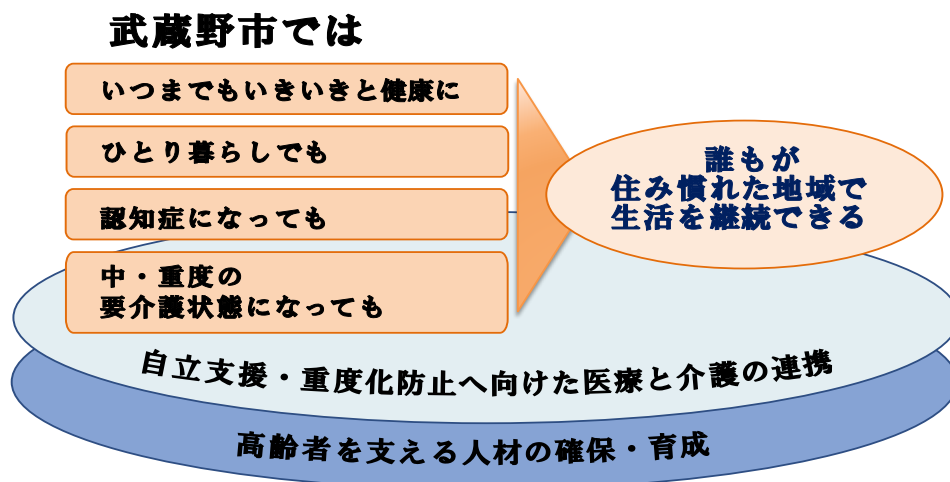
**基本目標：誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる**

**基本方針：まちぐるみの支え合いの仕組みづくり**

## 本計画の基本方針

これからも引き続き、いつまでもいきいきと健康に、ひとり暮らしでも、認知症になっても、中・重度の要介護状態になっても、誰もが住み慣れた地域で生活を継続できるまちづくりを着実に進め、武蔵野市ならではの地域共生社会を実現していきます。そのため、高齢者の生活を支える人材の確保と育成、高齢者の自立支援と重度化防止のために不可欠な医療と介護の連携に重点的に取り組み、まちぐるみの支え合いの基盤をつくっていきます。

＜2025年に向けて武蔵野市が目指す“高齢者の姿とまちづくり”＞



## 2 計画期間

計画期間は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間ですが、地域包括ケアシステムの推進・強化に向けて、2025年及び2040年までの中長期的な高齢者の生活をイメージして作成しています。

### 3 重点的取組み

#### 重点1

いつまでもいきいきと健康に“誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる”

- ・高齢者がいつまでもいきいきと健康でありつづけることができるよう、今後も、高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止やまちぐるみの支え合いの取組みを進めていきます
- ・誰もが地域活動の担い手となるような、共助・互助の取組みの推進・拡充を進めていきます
- ・国の交付金を活用しながら、これまで以上に介護予防・重度化防止への取組みを拡充・推進していきます
- ・市民の支援ニーズの複雑化・多様化をふまえ、総合的な相談窓口の設置や、相談を受け止め課題解決に向けサポートする職員の配置を検討します
- ・関係部署が分野横断的に連携して対象者の状況を把握し、様々な支援ニーズに速やかに対応できる体制を強化します

#### 重点2

ひとり暮らしでも“誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる”

- ・これまで進めてきた様々な取組みの認知度を高め、ひとり暮らしでも安心して在宅生活を継続できるまちづくりを進めていきます
- ・ひとり暮らしや高齢者のみ世帯等を対象とした市独自の高齢者施策を引き続き実施します
- ・既存の市単独サービスについて、支援を必要とする人が適切に利用できるよう、事業内容の充実や対象者の拡大等に関して、市民のニーズに合わせた見直しを検討します
- ・従来の対面や市報等での広報にさらに力を入れるとともに、インターネットやSNSの活用等も含め、より効果的な周知に努めます

#### 重点3

認知症になっても“誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる”

- ・認知症の方が尊厳を持って地域で安心して暮らし続けることができるよう、適時適切な支援体制を強化するとともに、引き続き家族介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります
- ・まちぐるみの支え合いによる支援体制構築を進めるとともに、関係機関と連携しての相談支援の強化を図ります
- ・事業の利用状況の分析により認知症高齢者や家族介護者のニーズを把握し、一層の負担軽減が図れるよう検討します

#### 重点4

中・重度の要介護状態になっても“誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる”

- ・武蔵野市の特性にあった地域に密着した生活の場（地域の福祉インフラ）の整備を促進します
- ・中・重度の要介護者における一定程度の施設サービスに対するニーズに応え、今後さらに高まる医療ニーズに対応していくため、民間事業者の経営負担を軽減し、武蔵野市への参入を促進します
- ・未利用の市有地の貸付について、定期借地権設定契約を基本とし、土地価格等の貸付料について、通常に算定された額から減額する制度の創設を検討します

#### 重点5

自立支援・重度化防止へ向けた医療と介護の連携

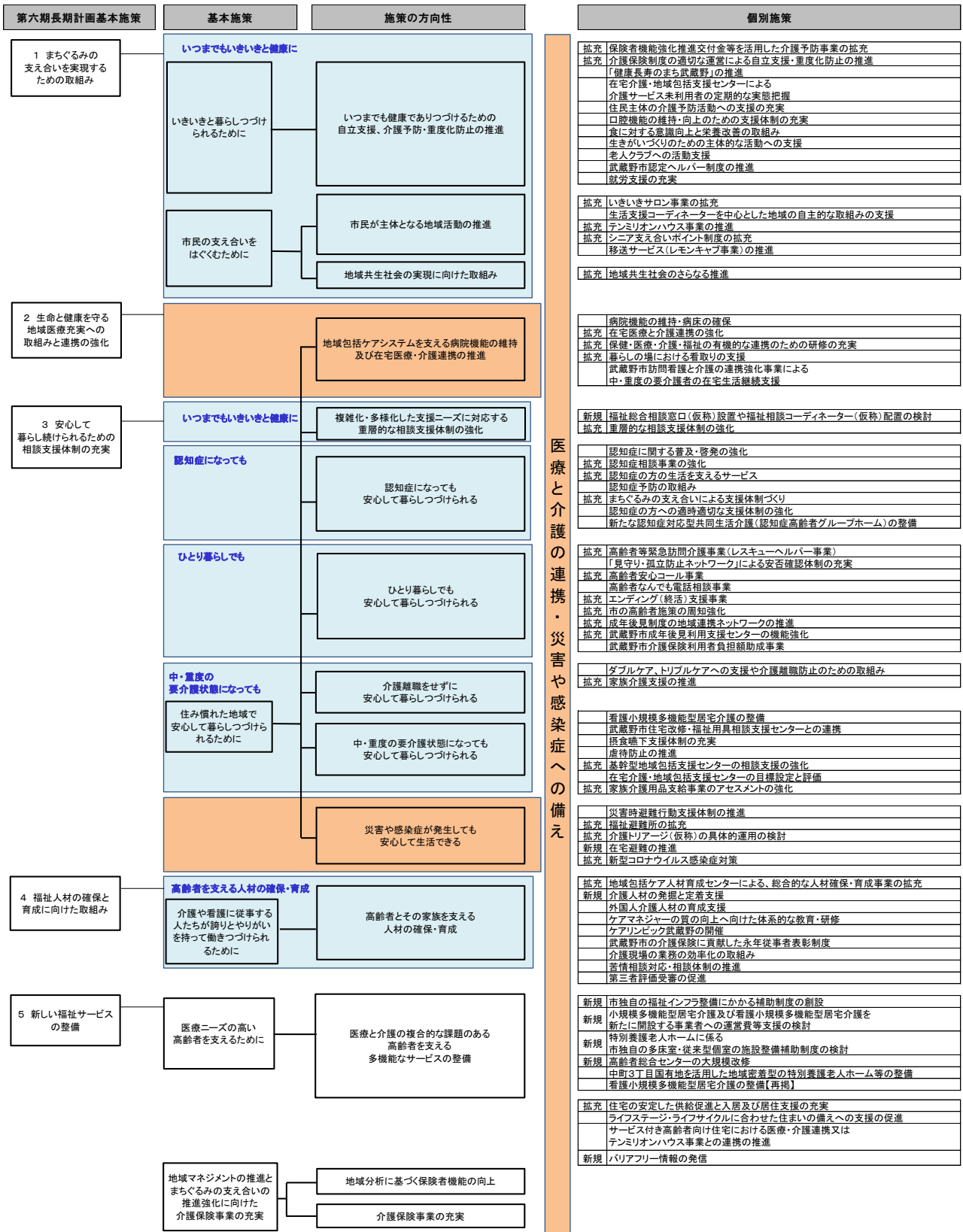
- ・「武蔵野市地域医療構想（ビジョン）2017」との整合性を図りつつ、取組みを進めていきます
- ・「脳卒中地域連携パス」や「もの忘れ相談シート」の有用性を関係者に改めて周知し、さらに活用を促進していきます
- ・もしもの時に自分の受けたい医療や介護について適切な意思表示ができるよう、市民向けの講演会や医療・介護関係者による研修会を実施します
- ・より多くの在宅や施設での看取りが可能となるよう、医療・介護関係者の多職種連携や環境整備を推進します

#### 重点6

高齢者を支える人材の確保・育成

- ・地域包括ケア人材育成センターが行う総合的な介護人材の確保、育成事業を拡充し、引き続きあらゆる取組みを進めていきます
- ・令和2（2020）年度に実施した「介護職・看護職 Re スタート支援金事業」の継続を検討し、人材の確保に取り組みます
- ・介護の仕事内容、介護の仕事の魅力について、広く周知を図ります
- ・介護職員・看護職員のモチベーションにつながるような取組みを推進します
- ・外国人介護人材については、現状のニーズに沿った支援を検討します
- ・介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進等による業務の効率化の取組みの支援を検討します

# 4 施策体系と具体的な個別施策



医療と介護の連携・災害や感染症への備え

# 5 地域マネジメントの推進とまちぐるみの支え合いの強化に向けた介護保険事業の充実 第8期介護保険事業計画期間における基本的方向性

第8期の介護保険事業計画策定にあたっての大きなポイントは、①2025年を含む第9期介護保険事業計画直前の計画、②2040年をも見据えた武蔵野市の地域の実情に合った中長期的な基盤整備の検討が必要、③地域包括ケア見える化システム、保険者機能推進交付金等の評価指標等を活用した進捗管理（PDCA サイクル）を踏まえた計画、④基礎資料となる実態調査拡充により、市民ニーズ及び実態把握を強化、⑤介護保険保険者努力支援交付金の創設等、拡充された交付金の活用による高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組みのさらなる推進が必要であることの5点です。地域マネジメントの推進とまちぐるみの支え合いの強化に向けた介護保険事業の充実を進めていきます。

## ＜第8期介護保険事業計画における介護サービスの水準の基本的な考え方とサービス基盤整備＞

【1】現状の居宅サービス水準を維持・拡充しつつ、第7期事業計画期間中に開設を予定していた施設等について、引き続き整備を図る。

- 現状の居宅サービス水準を維持・拡充する。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により遅延している、以下の必要な施設等について、市独自の福祉インフラ整備にかかる補助制度の創設等により引き続き整備を図る。
  - ・看護小規模多機能型居宅介護 1事業所
  - ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）1施設

+

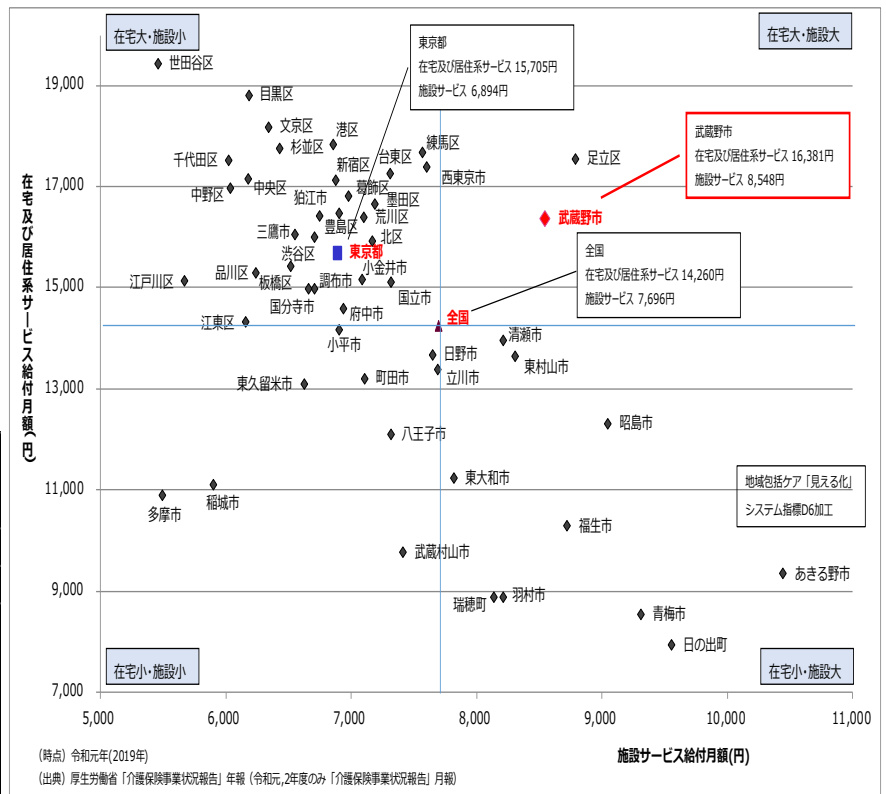
【2】今後は大規模な土地の確保が困難な状況である中で、団塊の世代の後期高齢到達に伴う要介護認定者数の増加に対応するため、新たな方策により介護施設を整備する。

- ショートステイの定員数やデイサービスエリア等の調整・改修などにより既存の特別養護老人ホームの入所定員数を増加する。

## 第1号被保険者保険料の見込み

■ 第8期介護保険事業計画期間の第1号被保険者の実質保険料月額が6,799円（下表（a））ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的影響が見られる状況下で、保険料上昇を抑制するため、介護給付費等準備基金を7億1,238万1千円取り崩し、保険料基準額を第7期と同額の6,240円（下表（b））に据え置きました。

	第7期 平成30年度 ～令和2年度	第8期 令和3年度 ～5年度
実質保険料月額 (a)	6,573円	6,799円
基金取崩し額	420,964 (千円)	712,381 (千円)
基金取崩し等による減 (その他特別交付金等含む)	△ 333円	△ 559円
保険料基準月額 (b)	6,240円	6,240円
増減額 (対前期比)	280円	0円



## 低所得者の方への対応

- 低所得者の方の保険料について、公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みにより、第6期から第1・第2段階の保険料の軽減を行ってきましたが、令和元（2019）年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、令和元（2019）年度より第1・第2段階でさらなる軽減を行うほか、第3・第4段階を新たに軽減の対象とする軽減強化が行われました。第8期計画期間においても公費投入による軽減強化を継続します。
- 「介護保険利用者負担額助成事業」は、令和3年3月利用分をもって終了することとなっています。しかしながら、昨今の新型コロナウイルス感染拡大により、経済的影響を受けている方、通所介護やショートステイの利用が困難となり訪問型の介護サービスに切り替えて生活を維持されている方も見られ、引き続き支援が必要と考えられることから、第8期介護保険事業計画期間においても継続します。

## 国の介護保険制度改正への武蔵野市の対応

- 武蔵野市は、市民や事業者の皆様から直接意見を伺う現場自治体として、軽度者に対する給付の見直し（軽度者の生活援助サービス等の地域支援事業への移行）が認知症の方や精神疾患の方に対する援助に与える影響を問題視して、国等の検討委員会委員や意見聴取等への協力により、見直しには慎重な対応を求めています。